

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 東京家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
				配置支部総数	立川支部	支部	支部	支部	支部	未配置支部総数	支部	支部	支部	支部	支部	出張所総数	八丈島出張所	伊豆大島出張所	出張所	出張所	出張所	
総数		19377	13313	6064	6064	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家事事件	家事事件総数	19263	13213	6050	6050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	審判	別表第1	4328	3232	1096	1096					0							0	0	0		
		別表第2	2920	2137	783	783					0							0	0	0		
		期日立会い	2072	1507	565	565					0							0	0	0		
	調停	別表第2	7985	5245	2740	2740					0							0	0	0		
		期日立会い	6378	4168	2210	2210					0							0	0	0		
		別表第2以外	2205	1274	931	931					0							0	0	0		
		期日立会い	1755	1005	750	750					0							0	0	0		
	共助	1	1	0	0					0								0	0	0		
	雑	保全処分	541	441	100	100					0							0	0	0		
保全処分以外		1283	883	400	400					0							0	0	0			
人事訴訟事件		114	100	14	14					0												
てん補状況		なし							てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名							
備考		本庁ハーグ事件:50件(雑・保全処分以外に計上)																				

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。  
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 東京家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	少年事件を取り扱っている支部						
				支部総数	立川支部	支部	支部	支部	支部	
総数		4456	2782	1674	1674	0	0	0	0	
一般	一般総数	3018	1944	1074	1074	0	0	0	0	
	観護措置	787	534	253	253					
	在宅	通常調査	2004	1292	712	712				
		簡易面接	107	32	75	75				
		書面照会	15	11	4	4				
試験観察	105	75	30	30						
交通	交通総数	1378	796	582	582	0	0	0	0	
	致過死傷運等転	観護措置	5	2	3	3				
		在宅	690	369	321	321				
	道交等	観護措置	27	16	11	11				
		在宅	654	407	247	247				
試験観察	2	2	0	0						
準少年・共助等		60	42	18	18					
てん補状況		なし								
備考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合には、それぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件、（無免許）危険運転致死傷保護事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名)東京家庭裁判所

事件の種別	庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
				支 部 総 数	立 川 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件		242	187	55	55				
人 事 訴 訟 事 件		29	26	3	3				
少 年 事 件		46	25	21	21				

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。



(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。  
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 横浜家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	少年事件を取り扱っている支部						
				支部総数	川崎支部	相模原支部	横須賀支部	小田原支部	支部	
総数		4324	2181	2143	721	459	287	676	0	
一般	一般総数	3090	1684	1406	489	287	187	443	0	
	親護措置	567	279	288	84	56	42	106		
	在宅	通常調査	2310	1278	1032	346	222	140	324	
		簡易面接	143	90	53	48	5	0	0	
		書面照会	3	0	3	1	2	0	0	
	試験観察	67	37	30	10	2	5	13		
交通	交通総数	1190	473	717	226	170	94	227	0	
	致死失傷等	親護措置	10	6	4	2	0	0	2	
		在宅	615	265	350	109	74	38	129	
	道交等	親護措置	27	5	22	13	7	1	1	
		在宅	534	197	337	99	89	54	95	
	試験観察	4	0	4	3	0	1	0		
準少年・共助等		44	24	20	6	2	6	6		
てん補状況		(例) 1:本庁/〇〇支部/一般親護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件								
備考										



(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

事件の種別	庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部				
				支 部 総 数	川 崎 支 部	相 模 原 支 部	横 須 賀 支 部	小 田 原 支 部
家 事 事 件		196	113	83	25	23	7	28
人 事 訴 訟 事 件		8	6	2	0	0	1	1
少 年 事 件		26	17	9	2	0	1	6

## (注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) さいたま家庭裁判所

事件の種類	庁名	総数	本庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所								
				配置支部総数	越谷支部	川越支部	熊谷支部	支部	支部	未配置支部総数	秩父支部	支部	支部	支部	支部	支部	出張所総数	久喜出張所	飯能出張所	出張所	出張所	出張所	
総数		8513	3823	3754	1062	1246	1446	0	0	151	151	0	0	0	0	0	785	521	264	0	0	0	
家事事件	家事事件総数		8466	3802	3728	1052	1231	1445	0	0	151	151	0	0	0	0	785	521	264	0	0	0	
	審判	別表第1	1316	635	578	169	201	208			11	11					92	58	34				
		別表第2	914	446	354	108	167	79			16	16					98	44	54				
		期日立会い	578	314	198	53	112	33			6	6					60	35	25				
	調停	別表第2	3644	1529	1650	444	502	704			67	67					398	278	120				
		期日立会い	3005	1322	1338	350	410	578			52	52					293	201	92				
		別表第2以外	1543	721	654	180	178	296			38	38					130	100	30				
		期日立会い	1322	620	568	153	154	261			33	33					101	78	23				
	共助		4	1	3	1	1	1			0	0					0	0	0				
	雑	保全処分	174	89	69	24	30	15			2	2					14	9	5				
保全処分以外		871	381	420	126	152	142			17	17					53	32	21					
人事訴訟事件		47	21	26	10	15	1			0	0												
てん補状況		(例) 1:本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2:○○支部/△△支部/調停別表第2以外/3件  1:本庁/越谷支部/履行勧告/126件									てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
											熊谷支部							本庁	川越支部				
備考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件して計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2 審判事件、別表第2 調停事件及び別表第2 以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を上する。  
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件つき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種類及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) さいたま家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	少年事件を取り扱っている支部						
				支部総数	川越支部	熊谷支部	支部	支部	支部	
総数		3978	2458	1520	967	553	0	0	0	
一般	一般総数	2599	1655	944	656	288	0	0	0	
	観護措置	416	269	147	94	53				
	在宅	通常調査	1865	1145	720	512	208			
		簡易面接	232	212	20	20	0			
		書面照会	38	6	32	18	14			
	試験観察	48	23	25	12	13				
交通	交通総数	1343	782	561	303	258	0	0	0	
	致死傷運等	観護措置	12	9	3	3	0			
		在宅	670	378	292	152	140			
	道交等	観護措置	26	14	12	2	10			
		在宅	631	378	253	146	107			
	試験観察	4	3	1	0	1				
準少年・共助等		36	21	15	8	7				
てん補状況		(例) 1:本庁/〇〇支部/一般観護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件								
備考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び（無免許）危険運転致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

事件の種類 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	越 谷 支 部	川 越 支 部	熊 谷 支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	95	47	48	9	21	18		
人 事 訴 訟 事 件	14	4	10	1	8	1		
少 年 事 件	17	10	7	0	3	4		

## (注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 千葉家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	調査官配置支部					調査官未配置支部					出張所									
				配置支部総数	佐倉支部	松戸支部	木更津支部	八日市場支部	支部	未配置支部総数	一宮支部	館山支部	佐原支部	支部	支部	支部	出張所総数	市川出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	
総数		8314	2194	4212	1241	1821	649	501	0	498	210	186	102	0	0	0	1410	1410	0	0	0	0	
家事事件	家事事件総数		8268	2161	4199	1234	1816	649	500	0	498	210	186	102	0	0	0	1410	1410	0	0	0	0
	審判	別表第1	1927	548	924	293	447	114	70		135	66	41	28				320	320				
		別表第2	566	131	347	71	226	25	25		27	6	4	17				61	61				
		期日立会い	369	71	252	51	181	14	6		16	0	4	12				30	30				
	調停	別表第2	3141	708	1724	566	605	327	226		215	85	96	34				494	494				
		期日立会い	2500	514	1419	456	525	277	161		180	74	81	25				387	387				
		別表第2以外	1642	441	732	194	318	103	117		73	31	28	14				396	396				
		期日立会い	1334	344	586	159	275	85	67		63	30	23	10				341	341				
	共助		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0					
	雑	保全処分	130	45	63	12	34	12	5		6	6	0	0				16	16				
保全処分以外		861	287	409	98	186	68	57		42	16	17	9				123	123					
人事訴訟事件		46	33	13	7	5	0	1		0	0	0	0										
てん補状況	(例) 1:本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2:○○支部/△△支部/調停別表第2以外/3件 ①松戸支部, ②市川出張所, ③別表第1事件, ④7件									てん補を実施した庁名					てん補を実施した庁名								
										本庁	木更津	佐倉					本庁						
備考	市川出張所は、本庁の常駐てん補である																						



(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 千葉家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	少年事件を取り扱っている支部						
				支部総数	松戸支部	木更津支部	八日市場支部	支部	支部	
総数		2864	1797	1067	584	246	237	0	0	
一般	一般総数	1824	1184	640	408	134	98	0	0	
	親護措置	380	260	120	67	27	26			
	在宅	通常調査	1184	739	445	275	103	67		
		簡易面接	220	160	60	57	0	3		
		書面照会	1	1	0	0	0	0		
	試験観察	39	24	15	9	4	2			
交通	交通総数	1016	603	413	170	107	136	0	0	
	致死失傷等	親護措置	7	2	5	0	5	0		
		在宅	491	267	224	83	64	77		
	道交等	親護措置	39	34	5	0	4	1		
		在宅	479	300	179	87	34	58		
	試験観察	0	0	0	0	0	0			
準少年・共助等		24	10	14	6	5	3			
てん補状況		(例) 1:本庁/〇〇支部/一般親護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件								
備考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件  
車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」  
(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会  
とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び  
「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数  
を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施  
した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位  
の行為を選択して計上する。

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					支 部
			支 部 総 数	佐 倉 支 部	松 戸 支 部	木 更 津 支 部	八 日 市 場 支 部	
家 事 事 件	117	51	66	7	32	15	12	
人 事 訴 訟 事 件	46	33	13	7	5	0	1	
少 年 事 件	30	19	11		1	6	4	

## (注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 水戸家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	調査官配置支部					調査官未配置支部					出張所									
				配置支部総数	土浦支部	下妻支部	支部	支部	支部	未配置支部総数	日立支部	麻生支部	龍ヶ崎支部	支部	支部	支部	出張所総数	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	
総数		2933	868	1286	594	692	0	0	0	779	223	215	341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家事事件	家事事件総数		2920	864	1282	590	692	0	0	0	774	221	213	340	0	0	0	0	0	0	0	0	
	審判	別表第1	365	116	131	78	53				118	34	35	49									
		別表第2	250	90	88	37	51				72	20	25	27									
		期日立会い	130	42	51	16	35				37	14	14	9									
	調停	別表第2	1214	329	560	259	301				325	87	105	133									
		期日立会い	1023	283	469	215	254				271	70	91	110									
		別表第2以外	580	184	273	99	174				123	36	20	67									
		期日立会い	499	153	241	90	151				105	30	16	59									
	共助	0	0	0	0	0				0	0	0	0										
	雑	保全処分	72	28	19	13	6				25	6	7	12									
保全処分以外		439	117	211	104	107				111	38	21	52										
人事訴訟事件		13	4	4	4	0				5	2	2	1										
てん補状況		(例) 1:本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2:○○支部/△△支部/調停別表第2以外/3件								てん補を実施した庁名					てん補を実施した庁名								
備考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。  
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 水戸家庭裁判所

事件の種別	庁名	総 数	本 庁	少年事件を取り扱っている支部						
				支部 総数	土 浦 支 部	下 妻 支 部	支 部	支 部	支 部	
総 数		1738	596	1142	761	381	0	0	0	
一 般	一 般 総 数	876	292	584	384	200	0	0	0	
	親 護 措 置	177	73	104	63	41				
	在 宅	通常調査	612	186	426	281	145			
		簡易面接	27	13	14	14	0			
		書面照会	30	7	23	18	5			
	試 験 観 察	30	13	17	8	9				
交 通	交 通 総 数	844	296	548	368	180	0	0	0	
	致過 死失 傷運 等転	親護措置	1	1	0	0	0			
		在 宅	477	190	287	191	96			
	道 交 等	親護措置	20	13	7	3	4			
		在 宅	342	91	251	174	77			
	試 験 観 察	4	1	3	0	3				
準少年・共助等		18	8	10	9	1				
てん補状況		(例) 1:本庁/〇〇支部/一般親護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件								
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件  
車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」  
(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会  
とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び  
「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数  
を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施  
した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位  
の行為を選択して計上する。



事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	土 浦 支 部	下 妻 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	51	21	30	19	11			
人 事 訴 訟 事 件	4	4	0	0	0			
少 年 事 件	11	8	3	1	2			

## (注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表( 27 年)

(庁名) 宇都宮 家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	調査官配置支部					調査官未配置支部					出張所									
				配置支部総数	栃木支部	足利支部	支部	支部	支部	未配置支部総数	真岡支部	大田原支部	支部	支部	支部	支部	出張所総数	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	
総数		2055	1028	656	387	269	0	0	0	371	130	241	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家事事件	家事事件総数		2043	1024	653	387	266	0	0	0	366	125	241	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	審判	別表第1	267	116	101	54	47				50	10	40										
		別表第2	239	168	49	32	17				22	0	22										
		期日立会い	182	136	33	25	8				13	0	13										
	調停	別表第2	933	434	310	183	127				189	76	113										
		期日立会い	789	383	248	142	106				158	67	91										
		別表第2以外	289	123	123	77	46				43	21	22										
		期日立会い	253	103	109	67	42				41	20	21										
	共助		0	0	0	0	0				0	0	0										
	雑	保全処分	50	34	11	8	3				5	0	5										
保全処分以外		265	149	59	33	26				57	18	39											
人事訴訟事件		12	4	3	0	3				5	5	0											
てん補状況		(例) 1: 本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2: ○○支部/△△支部/調停別表第2以外/3件  1: 本庁と調査官配置支部との間におけるてん補はない。								てん補を実施した庁名					てん補を実施した庁名								
備考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表( 27 年)

(庁名) 宇都宮 家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	少年事件を取り扱っている支部						
				支部総数	栃木支部	足利支部	支部	支部	支部	
総数		811	481	330	197	133	0	0	0	
一般	一般総数	449	298	151	101	50	0	0	0	
	親護措置	67	38	29	20	9				
	在宅	通常調査	359	249	110	71	39			
		簡易面接	2	1	1	1	0			
		書面照会	10	2	8	8	0			
	試験観察	11	8	3	1	2				
交通	交通総数	354	181	173	91	82	0	0	0	
	致過死失傷等 運転	親護措置	0	0	0	0	0			
		在宅	190	104	86	37	49			
	道交等	親護措置	11	7	4	0	4			
		在宅	153	70	83	54	29			
	試験観察	0	0	0	0	0				
準少年・共助等		8	2	6	5	1				
てん補状況		(例) 1:本庁/〇〇支部/一般親護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件								
備考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

事件の種別	庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
				支 部 総 数	栃 木 支 部	足 利 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件		36	19	17	8	9			
人 事 訴 訟 事 件		3	1	2	0	2			
少 年 事 件		4	2	2	0	2			

## (注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 前橋家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所									
				配置支部総数	高崎支部	太田支部	支部	支部	支部	未配置支部総数	沼田支部	桐生支部	支部	支部	支部	支部	出張所総数	中之条出張所	出張所	出張所	出張所	出張所		
総数		3018	1285	1293	702	591	0	0	0	439	103	336	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0		
家事事件	家事事件総数		3006	1275	1291	700	591	0	0	0	439	103	336	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
	審判	別表第1	666	230	307	162	145				129	30	99					0	0					
		別表第2	165	75	70	47	23				20	0	20					0	0					
		期日立会い	101	38	51	32	19				12	0	12					0	0					
	調停	別表第2	1317	626	537	299	238				154	45	109					0	0					
		期日立会い	1105	493	473	271	202				139	41	98					0	0					
		別表第2以外	508	168	235	110	125				104	14	90					1	1					
		期日立会い	413	115	209	101	108				88	12	76					1	1					
	共助		0	0	0	0	0				0	0	0					0	0					
	雑	保全処分	27	17	7	3	4				3	0	3					0	0					
保全処分以外		323	159	135	79	56				29	14	15					0	0						
人事訴訟事件		12	10	2	2	0				0	0	0												
てん補状況		桐生支部へのてん補は、本庁が別表1審判事件61件、それ以外はすべて太田支部によるてん補である。								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名								
										本庁	本庁及び太田支部							本庁						
備考																								

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。  
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。



(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 前橋家庭裁判所

事件の種別	庁名	総 数	本 庁	少年事件を取り扱っている支部						
				支部 総数	高 崎 支 部	太 田 支 部	支 部	支 部	支 部	
総 数		925	420	505	258	247	0	0	0	
一 般	一般総数	564	238	326	151	175	0	0	0	
	観 護 措 置	145	63	82	44	38				
	在 宅	通常調査	404	165	239	106	133			
		簡易面接	1	1	0					
		書面照会	0		0					
試 験 観 察	14	9	5	1	4					
交 通	交通総数	353	179	174	105	69	0	0	0	
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	3		3	2	1			
		在 宅	196	108	88	52	36			
	道交 等	観護措置	29	9	20	15	5			
		在 宅	121	62	59	32	27			
試 験 観 察	4		4	4						
準少年・共助等		8	3	5	2	3				
てん補状況		1:本庁/太田支部/一般観護措置/2件								
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件（無免許）危険運転致死傷保護事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 前橋家庭裁判所

事件の種別	庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
				支 部 総 数	高 崎 支 部	太 田 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件		24	10	14	10	4			
人 事 訴 訟 事 件		3	2	1	1	0			
少 年 事 件		15	1	14	12	2			

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 静岡家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	調査官配置支部					調査官未配置支部					出張所										
				配置支部総数	沼津支部	浜松支部	支部	支部	支部	未配置支部総数	富士支部	下田支部	掛川支部	支部	支部	支部	出張所総数	島田出張所	熱海出張所	出張所	出張所	出張所		
総数		5098	1293	2181	800	1381	0	0	0	900	594	41	265	0	0	0	724	603	121	0	0	0		
家事事件	家事事件総数		5087	1289	2178	800	1378	0	0	0	896	591	41	264	0	0	0	724	603	121	0	0	0	
	審判	別表第1	1046	309	418	145	273				134	70	16	48				185	142	43				
		別表第2	447	121	205	86	119				71	35	2	34				50	44	6				
		期日立会い	296	72	151	70	81				40	21	1	18				33	28	5				
	調停	別表第2	2104	541	855	287	568				405	293	4	108				303	256	47				
		期日立会い	1708	428	693	235	458				341	253	4	84				246	207	39				
		別表第2以外	732	163	316	130	186				179	110	12	57				74	64	10				
		期日立会い	622	130	265	113	152				165	104	11	50				62	53	9				
	共助		2	1	1	0	1				0	0	0	0				0	0	0				
	雑	保全処分	101	20	52	27	25				24	17	5	2				5	5	0				
保全処分以外		655	134	331	125	206				83	66	2	15				107	92	15					
人事訴訟事件		11	4	3	0	3				4	3	0	1											
てん補状況		(例) 1:本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2:○○支部/△△支部/調停別表第2以外/3件  本庁/沼津支部/審判別表第1/5件 本庁/沼津支部/調停別表第2/14件 本庁/沼津支部/調停別表第2以外/6件								てん補を実施した庁名					てん補を実施した庁名									
備考																								

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 静岡 家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	少年事件を取り扱っている支部						
				支部総数	沼津支部	浜松支部	支部	支部	支部	
総数		2790	839	1951	751	1200	0	0	0	
一般	一般総数	971	282	689	279	410	0	0	0	
	観護措置	190	72	118	60	58				
	在宅	通常調査	690	188	502	188	314			
		簡易面接	58	13	45	16	29			
		書面照会	5	1	4	3	1			
試験観察	28	8	20	12	8					
交通	交通総数	1796	553	1243	458	785	0	0	0	
	致死失傷等転	観護措置	4	1	3	1	2			
		在宅	1128	305	823	304	519			
	道交等	観護措置	40	5	35	19	16			
		在宅	622	242	380	133	247			
試験観察	2	0	2	1	1					
準少年・共助等		23	4	19	14	5				
てん補状況		(例) 1:本庁/〇〇支部/一般観護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件								
備考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

事件の種別	庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
				支 部 総 数	沼 津 支 部	浜 松 支 部	支 部	支 部	支 部
家事事件		87	35	52	26	26			
人事訴訟事件		6	2	4	2	2			
少年事件		7	2	5	2	3			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。



甲府家裁調第2号

(訟ろ-10)

平成28年1月25日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

甲府家庭裁判所長 垣 内 正

家庭裁判所調査官の調査件数等の報告について（平成16

年3月26日付け最高裁家三第74号に対する報告）

標記の調査件数等について、別添のとおり報告します。



(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。  
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 甲府家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	少年事件を取り扱っている支部						
				支部総数	都留支部	支部	支部	支部	支部	
総数		591	531	60	60	0	0	0	0	
一般	一般総数	296	285	11	11	0	0	0	0	
	観護措置	56	56	0	0					
	在宅	通常調査	188	181	7	7				
		簡易面接	40	38	2	2				
		書面照会	2	0	2	2				
	試験観察	10	10	0	0					
交通	交通総数	294	245	49	49	0	0	0	0	
	致死失傷等	観護措置	0	0	0	0				
		在宅	186	156	30	30				
	道交等	観護措置	8	8	0	0				
		在宅	99	80	19	19				
	試験観察	1	1	0	0					
準少年・共助等		1	1	0	0					
てん補状況										
備考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	都 留 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	23	22	1	1				
人 事 訴 訟 事 件	0	0	0	0				
少 年 事 件	3	3	0	0				

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 長野家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	調査官配置支部						調査官未配置支部						出張所							
				配置支部総数	上田支部	松本支部	諏訪支部	飯田支部	伊那支部	未配置支部総数	佐久支部	支部	支部	支部	支部	支部	出張所総数	飯山出張所	大町出張所	木曾福島出張所	出張所	出張所	
総数		2798	738	1798	519	489	180	298	312	246	246	0	0	0	0	0	16	0	14	2	0	0	
家事事件	家事事件総数		2786	737	1787	517	480	180	298	312	246	246	0	0	0	0	0	16	0	14	2	0	0
	審判	別表第1	372	96	238	80	59	40	31	28	38	38						0	0	0	0		
		別表第2	344	156	186	48	27	4	49	58	2	2						0	0	0	0		
		期日立会い	250	121	129	27	12	4	37	49	0	0						0	0	0	0		
	調停	別表第2	1203	254	805	259	194	94	111	147	133	133						11	0	9	2		
		期日立会い	970	193	646	207	152	76	97	114	122	122						9	0	7	2		
		別表第2以外	480	125	309	74	105	15	66	49	41	41						5	0	5	0		
		期日立会い	399	101	257	60	82	12	62	41	36	36						5	0	5	0		
	共助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0	0	0			
	雑	保全処分	56	28	28	4	5	1	9	9	0	0						0	0	0	0		
保全処分以外		331	78	221	52	90	26	32	21	32	32						0	0	0	0			
人事訴訟事件		12	1	11	2	9	0	0	0	0	0												
てん補状況	(例) 1:本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2:○○支部/△△支部/調停別表第2以外/3件 1:伊那支部/諏訪支部/審判別表第1/4件 2:伊那支部/諏訪支部/調停別表第2/26件 3:伊那支部/諏訪支部/調停別表第2以外/1件										てん補を実施した庁名					てん補を実施した庁名							
備考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。  
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。



(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 長野家庭裁判所

事件の種別	庁名	総 数	本 庁	少年事件を取り扱っている支部						
				支部 総数	上 田 支 部	松 本 支 部	諏 訪 支 部	飯 田 支 部	伊 那 支 部	
総 数		872	236	636	202	214	73	69	78	
一 般	一 般 総 数	464	151	313	99	114	35	28	37	
	観 護 措 置	56	16	40	19	11	1	2	7	
	在 宅	通常調査	387	132	255	74	98	34	22	27
		簡易面接	1	1	0	0	0	0	0	0
		書面照会	2	0	2	2	0	0	0	0
	試 験 観 察	18	2	16	4	5	0	4	3	
交 通	交 通 総 数	399	83	316	101	97	38	41	39	
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	1	0	1	0	0	0	1	0
		在 宅	290	60	230	76	75	26	29	24
	道 交 等	観護措置	1	1	0	0	0	0	0	0
		在 宅	105	21	84	25	22	12	10	15
	試 験 観 察	2	1	1	0	0	0	1	0	
準少年・共助等		9	2	7	2	3	0	0	2	
てん補状況		(例) 1:本庁/〇〇支部/一般観護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件 1:飯田支部/伊那支部/一般在宅/2件 2:飯田支部/伊那支部/過失運転致死傷等4件 3伊那支部/諏訪支部/一般在宅11件 4:伊那支部/諏訪支部/過失運転致死傷等/1件								
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」( (無免許) 過失運転致死傷保護事件, (無免許) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件 (無免許) 危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重) 過失致死傷保護事件) 及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	上 田 支 部	松 本 支 部	諏 訪 支 部	飯 田 支 部	伊 那 支 部
家 事 事 件	37	14	23	9	4	1	0	9
人 事 訴 訟 事 件	2	1	1	1	0	0	0	0
少 年 事 件	3	1	2	0	1	0	0	1

## (注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 新潟家庭裁判所

事件の種別	庁名	総数	本庁	調査官配置支部					調査官未配置支部					出張所									
				配置支部総数	新発田支部	長岡支部	高田支部	佐渡支部	支部	未配置支部総数	三条支部	支部	支部	支部	支部	支部	出張所総数	十日町出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	
総数		3160	1490	1454	264	609	468	113	0	171	171	0	0	0	0	0	45	45	0	0	0	0	
家事事件	家事事件総数		3145	1482	1449	263	609	464	113	0	169	169	0	0	0	0	45	45	0	0	0	0	
	審判	別表第1	660	297	310	52	101	131	26		36	36						17	17				
		別表第2	286	55	207	42	133	20	12		14	14						10	10				
		期日立会い	203	31	153	37	102	8	6		12	12						7	7				
	調停	別表第2	1218	689	431	69	167	170	25		90	90						8	8				
		期日立会い	1014	565	377	54	157	141	25		66	66						6	6				
		別表第2以外	624	289	302	44	122	99	37		28	28						5	5				
		期日立会い	551	251	270	38	114	87	31		25	25						5	5				
	共助		1	0	1	0	0	0	1		0	0						0	0				
	雑	保全処分	82	37	44	18	16	4	6		0	0						1	1				
保全処分以外		274	115	154	38	70	40	6		1	1						4	4					
人事訴訟事件		15	8	5	1	0	4	0		2	2												
てん補状況											てん補を実施した庁名					てん補を実施した庁名							
											本庁							長岡支部					
備考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。  
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。



(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。  
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」( (無免許) 過失運転致死傷保護事件、(無免許) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許) 危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重) 過失致死傷保護事件) 及び「道交等」( 道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件) をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。  
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					支 部
			支 部 総 数	新 発 田 支 部	長 岡 支 部	高 田 支 部	佐 渡 支 部	
家 事 事 件	51	25	26	5	10	11	0	
人 事 訴 訟 事 件	3	1	2	0	0	2	0	
少 年 事 件	11	5	6	2	1	3	0	

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。